

総 発 第 130 号
2009 年 7 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

5 月 29 日に貴委員会より公表されました掲題論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 総論

金融商品会計に関しては現在、IASBにおいても精力的に見直しが進められている。わが国における金融商品会計の見直しに関する論点整理にあたっては、こうした国際的な金融商品会計の見直しの進捗状況を踏まえて検討すべきであると考え、本年末の会計基準改訂正式公表ありきというスケジュールで進めるのであれば、議論が充分になされぬまま決定プロセスが進んでいく虞があるため、十分な時間をかけて議論を行うことが肝要と考える。また、IASBでも重要な論点となっている [論点2-1] 測定区分の見直し、[論点2-2] 公正価値オプション、[論点2-4] 減損処理の取扱いについては、経営の意思判断を前提とした上でそれが具体的な処理に反映される取扱いとなるよう、優先的に論点を整理していくことが望ましいと考える。

2. 【論点1】金融商品会計の範囲

[論点 1-2] デリバティブの定義について

- ・ 現状の日本基準は、当初から受け渡す事が明らかな商品（コモディティ）契約については金融商品会計の対象外と明示されている為、デリバティブとして取り扱う事が可能な

国際的な会計基準との差異が生じており、結果的に適切な損益を計上出来ない事態が発生している。これは、国際的な会計基準がデリバティブの特徴に焦点をあててデリバティブを定義付けているのに対し、日本基準は商品名を例示する事によってデリバティブを定義付けているやり方に起因しているものと考えられる為、デリバティブの定義を国際的な会計基準と同様の方式にするという方向性を支持する。

- ・ 本論点整理では純額決済性要件による実質的な影響は乏しいとされている。実務の観点からは、純額決済となっているか否かをもとにデリバティブであるかどうかを決定して処理を行う場合もあり、当該基準差があることで、比較可能性の観点から問題が発生することも考えられることから、国際会計基準同様これを求めない可能性も含め慎重に検討を行うべきであり、優先順位が低いと言うなら、影響が乏しいとする背景・理由を含めて説明すべきと考える。
- ・ インフラ関連事業等で事業者の採算を一定の範囲で保証する目的で現地政府等と締結される契約が外形上デリバティブの要件を充たすとして、会計上時価評価の対象とされることがあるが、現在の枠組ではヘッジ会計の適用が難しく、結果的に純損益が大きく変動し、経済実態を表さないケースがある。事業との関連が明確で、デリバティブとして取り扱うことが不適当な契約に関してはこれを除外するような措置が必要と考える。
- ・ 一方で、ヘッジ会計の煩雑さを回避しつつ適切な損益を計上するという観点から、デリバティブの定義を現状から更に柔軟なものにする事で対応可能な部分もあるかもしれないので、この観点で国際的に議論を深める視点があっても良いのではないかと考える。

3. 【論点2】金融商品の測定

[論点2-1] 測定区分の見直し

- ・ 公正価値を用いてすべてのタイプの金融商品を測定することは、測定区分の簡素化にはつながるが、財務諸表作成者である経営者の保有目的を反映したものとはならず、公正価値評価による損益変動が財務諸表利用者の意思決定を誤った方向に導く可能性があるため、公正価値ですべての金融商品を測定することは正しい方向性とは言えない。国際的な会計基準での議論においても、公正価値による単一の方法を目指すのではなく、いわゆる混合測定属性をベースに改善を図るかが現在の議論の中心となっている背景から、我が国の金融商品会計基準の考え方である保有目的及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めるべき点については、我が国の考え方を更に整理してより積極的に意見発信を行うべきである。
- ・ 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類において「事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資」に明確に分類されない有価証券についても取引先の株式を保有する等の商慣行が存在するが、そのような有価証券につ

いてまで公正価値評価によって当期の損益として認識することは適切でなく、現行の区分を維持すべきと考える。また、その他有価証券は、そもそも多様な性格を有する投資が多く、区分する客観的な基準の設定が困難なものであり、国際的な会計基準の動向を踏まえ縮小・削除を検討することは有益であるとは思われるものの、当該その他有価証券の分類の見直しが必ずしも測定区分の簡素化に繋がるとは考えられない。

- 最近の動きとして、IASBより、政策保有目的として指定する持分有価証券について、公正価値と簿価との差額をその他包括損益で認識し、その後のリサイクルを認めないとする「暫定合意案」が提示された。本案については、金融商品の保有目的に配慮して測定を定める考え方が考慮されており支持したいとする意見がある一方で、当該金融商品を保有している企業と保有していない企業が当期純利益で比較した場合に差異が生じないことから、適切な表示になっていないのではないかとの意見もあった。

[論点 2-2] 公正価値オプション

- 公正価値オプションの導入は、会計上のミスマッチを解消する効果やヘッジ会計の簡素化が期待できるものの、実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性がある等恣意的に利用される懸念があることから、国際会計基準のアドプションへの動きも踏まえ、現時点では導入すべきではないと考える。仮に導入する場合であっても、恣意的な利用を排除すべく会計上の条件の整備を進める必要がある。

[論点 2-3] 保有目的区分の変更

- 実務対応報告 26 号の処理は、Due-process を踏まえて導入された取り扱いとは言いがたく、恣意性が含まれる余地が拡がり透明性の向上を指向している昨今の方向性に逆行することから、維持すべきではないと考える。
- その他有価証券から満期保有目的の債券への振替については、一定の要件を満たした場合に経営者の意思や能力の変化を反映して保有目的区分の変更を行うことは妥当と考えられる。但し、経営者による安易な保有目的区分の変更を除くため、厳格な要件が必要とされるべきである。

[論点 2-4] 減損処理の取扱い

- 我が国の減損処理の基本的な考え方は、「収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、帳簿価額を切り下げる処理」と整理されている。「収益性」ということは、将来のキャッシュ・インフローが約束されていることを指すと概ね理解されると考えるが、この将来のキャッシュ・インフローは当該資産を保有する経営者の判

断により、市場に売却した時にしか客観的に具現化されないはずである。有価証券で取得当初から長期保有を目的とした資産について、著しい下落があった場合には、その判定をした時点では処分方法について決定をしていない場合であっても、現行の減損処理に従い帳簿価格を切り下げることになっている。当該切り下げ額を損益に計上することは、企業の経済活動の適正な反映や貸借対照表価額の適正な表示に疑義を生じるのではないかと考える。従い、減損の可否を判断するにあたり最も重要なのは、当該資産の保有方針であり、公正価値表示の必要性から減損処理を行う必要がある場合であっても、保有方針によっては、公正価値が減損価額より回復した場合には帳簿価額を戻し入れる手法を認める検討をすべきである。

- 我が国の会計基準では、時価のある子会社及び関連会社株式の減損処理については、時価が著しく下落し回復可能性が無いと判断された場合、当該金額まで投資簿価を引き下げる処理となっている。子会社及び関連会社株式はその他有価証券とは異なり、金融投資ではなく事業投資と考えられることから、上場子会社及び関連会社の場合、収益性の低下を市場価格の下落のみで判断して減損処理すべきではなく、国際会計基準と同様に、将来キャッシュ・フローの見積りに基づく使用価値と市場価格（正味売却価額）のいずれか高い額を回収可能価額として算定し、減損処理を行うことが適当と考える。
- また本論点整理では直接言及されていないが、市場価格のない株式の減損を行う際に用いるべきとされる実質価額もしくはこれに合理的で実行可能な回復可能性を加味した価額は、国際的な会計基準では公正価値とは認められず、実務上基準差が生じている。市場価格のない株式に関しても、DCF等に基づき合理的に算定された価額（＝公正価値）がある場合は、当該公正価値をもって、貸借対照表価額として認めるべきと考える。
- 外貨建会計基準との整合性についても本論点整理で特に触れられていないが、市場価格のない外貨建株式について、株式の実質価額が著しく低下したかどうかは、外貨建の実質価額と外貨建の取得原価とを比較して判断することとされている。しかしながら、国際会計基準や米国会計基準においても、外貨建での比較という立場は取っておらず基準差が生じている。外貨建株式の価値は飽くまでも外貨金額を期末為替相場で換算したものであることから、株式の実質価額が著しく低下したかどうかの判断について、円換算後の金額にて行う、若しくは為替相場下落による影響を加味すべき場合について例示を示す必要があると考える。一方で、外貨建株式であっても子会社及び関連会社株式等の事業投資と位置づけられるものについては、為替変動要因を取り除いた事業の毀損度合いを測定するのが適当であり、引続き外貨ベースで減損判定を行うものとする。
- 減損判定において、国際会計基準では作成者や監査人の実態に沿った判断を促す為に数値的な目安が設けられていないが、それにより減損判定の実務が会社にとって著しい負担と成り得る。コンバージェンスにあたり、ある程度数値的な目安を設定すべく、IASBやFASBに積極的に働き掛けて頂きたい。

[論点 2-5] 複合金融商品の区分処理

- ・ 我が国の会計基準において、利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があるか否かの判断につき「当該金融負債の金利が債権者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があること」を1つの基準として示しているが、この記述では変動利付負債の場合
 - 「契約当初の市場金利」が変動利息に適用される計算式そのものを指すのか、当該計算式に基づき算出される金利の絶対額を指すのか
 - 「2倍」とは、判定時点に変動利息に適用される計算式が当初の計算式の2倍となることを指すのか、判定時点に変動利息に適用される計算式に基づき算出される金額の絶対額が契約当初の市場金利の絶対額の2倍となることを指すのか
 につき明確に記載されていない為、設例等を用いた明確化が必要と考える。

4. 【論点 3】ヘッジ会計

[論点 3-1] ヘッジ会計の意義

- ・ IASB の DP では、ヘッジ会計の簡素化としてヘッジ会計全廃案が呈示されているが、金融商品のキャッシュ・フロー・ヘッジには繰延ヘッジ会計が必要であり、また、金融商品を公正価値測定した場合でも、非金融商品がヘッジ対象の場合には会計上のミスマッチが生じることから、ヘッジ会計の存続を前提に全体の議論が進んでいくようであれば、我が国の考え方を更に整理し、ヘッジ会計を存続するというスタンスで積極的に意見発信を行っていくべきである。

[論点 3-2] ヘッジ会計の方法

- ・ 現状、公正価値ヘッジの会計処理について我が国の会計基準と国際的な会計基準との間に明らかな差異があることから、今後の国際的な会計基準の動向を踏まえ、見直しの必要があると考える。仮に時価ヘッジ会計が適用される場合には、ヘッジ会計の簡素化と整合すべく複雑さと実務的な煩雑さのない基準を検討する必要があると考える。
- ・ 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計が我が国の会計基準では認められているが、当該処理はいずれも国際的な会計基準と大きな基準差異となるため、個別財務諸表でこれらの処理が認められつつ、連結財務諸表では認められないとなると、連結修正手続きが必要且つ煩雑になり事務負担が増加することが想定されることから、国際会計基準のアドプションへの動きを踏まえ、将来的には廃止されるべき処理と考える。ただし、金利スワップの特例処理や為替予約等

の振当処理について廃止した場合に実務面への影響が大きいと考えられるため、実質的にその適用が不可能になる恐れのないようヘッジ要件の具備の中で実質的判断についても認められるべきであると考ええる。

[論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性

- ・ ヘッジ会計を適用するためには、文書化、有効性といった要件を具備する必要があるが、当該要件は、損益の恣意性を排除するためにも必要であることは明白である。しかしながら、一方であまりに厳格な形式要件を求めるため、会計要件が経済活動を制限する場合が発生しうる。形式的な要件のみにとらわれることなく、ヘッジ要件の具備の中で実質的判断についても認められるべきであると考ええる。
- ・ 現行のヘッジ会計においては、ヘッジ指定期間中高い有効性が保たれているかを継続して判定しなければならず、実務が過度に煩雑になっていると考える。非有効部分は損益認識するとしてうえで有効性評価における画一的な数値基準を緩和ないしは廃止する、更には事後テストを廃止するなど、実務の煩雑さを回避する観点からヘッジ会計の簡素化について積極的に取り進めて頂きたい。

[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示

- ・ デリバティブ取引に係る定量的な情報開示に関する説明等の充実を検討するとのことであるが、米国会計基準においては、2008年度からの定量面での開示拡充により、金融機関以外の事業会社においてかなりの実務負担が生じている状況にあると推測される。定量的な情報開示の拡充については、財務諸表の利用者の理解を促す目的と財務諸表の作成者の実務負担とのバランスを考慮した上で、IASB や FASB も交えて議論を進めて頂きたい。また、仮に現行の日本基準を継続する（即ちすべてに繰延ヘッジ会計を適用する）場合においては、現行の開示項目を維持することを検討いただきたい。

5. その他

本論点整理で取り上げられている論点には含まれてはおりませんが、実務上検討頂きたい論点として以下コメント申し上げます。

金融資産（債権）の消滅要件：

金融資産の譲渡に係る消滅の認識の一つの要件として、「譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること」があり、倒産隔離の要件として債務者対抗要件及び第三者対抗要件が満たされていることが必要との

主旨と見受けられる（国内取引先宛債権の債権譲渡特例法に基づく譲渡では特例あり）が、海外取引先については、上記対抗要件が債務者所在国の制度でどのように具備されるのかを調査し、対応しなければならないという実務的な困難を伴う。更に、パリクラブ債権においては、債権保有者が個別に債務者に連絡を取ることが禁じられており、上記要件を満たすことはそもそも不可能であるため、債権の消滅を認識することが出来なくなる。金融資産の譲渡に係る消滅の認識については、海外取引先宛債権の売却、特にパリクラブ HIPC_s 債権の NEXI による買取り制度の活用などにおいて、経済実態にて判断できる余地を入れるなど実務への配慮を検討頂きたい。

以 上